

使用機器（パソコン）について

1 委託業務で使用できる機器（パソコン）について

受託者にて準備したパソコンを岡山市庁内LANに接続する場合、次の（１）～（２）の要件を満たす必要がある。また、パソコンに関する基本ルールは（３）に記載のとおりとなる。

（１）パソコンの仕様

- | | |
|-----------|---|
| ①OS | Windows11 PRO |
| ②ストレージ | SSD256GB以上内蔵
※論理セクターサイズが4Kネイティブでないこと |
| ③内蔵カメラ | 有（Windows Hello対応） |
| ④有線LAN | 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T以上対応 |
| ⑤無線LAN | IEEE802.1X認証対応 |
| ⑥セキュリティ機能 | 盗難防止ワイヤーを別途用意すること |

（２）使用するパソコンの状態

受託者で準備するパソコンは、初期セットアップ状態であること。
ただし、新品である必要はない。

（３）パソコンの管理

①保管場所について

庁内LAN接続パソコンは原則として岡山市庁舎内に保管するものであるが、岡山市が管理する情報資産台帳に記録することで庁舎外に持ち出すことができる。

②庁内LAN接続のためのパソコン諸設定について

岡山市が実施する。

③パソコン操作の管理者権限について

付与する。

④利用者アカウントについて

岡山市が別途用意する受託者用アカウントを使用する。

⑤委託期間終了時等の端末撤去に伴うデータ消去について

原則としてデータ消去は受託者が実施する。
消去の方法については岡山市の指示に従う。

⑥その他一般的管理事項

岡山市情報セキュリティポリシーに記載のとおりとする。
（例：ソフトウェアインストールは個別に申請する等）